

相生小いじめ防止基本方針

子どもは
風の子太陽の子

平成30年4月

浜松市立相生小学校

浜松市立東部中学校区 学校のいじめ防止等のための基本的な方針

1 はじめに

いじめは、被害にあった子供の人としての誇りや尊厳を切り刻む許されない行為である。いじめに関係した子供それぞれに自覚の有無に関わらず、その行為は時として命に関わる事態に進展する可能性もある。

「いじめは、どの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなる」「いじめは見えにくいもの、発見されにくいもの」…。学校では、これらのキーワードを元に、これまでもいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた色々な取組がなされてきたが、平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、それらの取組を体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を示すこととした。

この方針に沿って、本中学校区においてこれまで以上に質の高い教育活動が展開されることを期待している。そして、子供と保護者、教職員や地域の方々の心が耕され、様々な人間関係上の諸問題に対し、互いが真摯に向き合い前向きな姿勢で、話し合える空気が醸成されることを期待している。

2 基本的な方向性

(1) いじめの定義

本中学校区では、いじめ防止対策推進法第二条に則り、「いじめ」を次のように捉えることとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの理解・考え方

子供がいじめ加害に向かう要因は、主に「友人ストレス」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つと言われている。ただし、そうした要因にプラスして、適当な相手（自分が勝てそうで、都合の良い口実・きっかけがある等）と適当な方法（自分にとっては簡単で、大人に見つかりにくく、見つかっても言い逃れができそう等）がなければ、いじめ加害には及ばないと言われている。

代表的な加害行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」「日常的によくあるトラブル」ということになる。しかし、そうした些細に見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれる

ことから、いじめを問題視していく必要がある。行為自体は違法・触法ではないことが多いため、気づかずに見過ごしたり、気づいてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすい。表に現れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切であり、「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という「早期発見」「早期対応」の姿勢を重視していく必要がある。

しかしながら、いじめ行為の多くは「目に見えにくい」こと、今般のいじめ事案では、被害者も加害者も短期間に入れ替わること等を考えれば、早期発見・早期対応に限界があるのも事実である。したがって、いじめの背景にストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレータを防いだりする「未然防止」の取組に力を注ぐことが有効と考える。そのためには、ささいな行為が深刻ないじめへと広がらない学校風土をつくりだす「居場所づくり」や子供一人一人が「絆づくり」を意識した取組をすることが重要と考える。

東部中学校では、22年前にいじめを苦にして尊い命を絶った中学生がいた。学校ではその経験を基に、その生徒の命日である2月5日前後に、いじめについて考える様々の機会をもってきた。今回の機会を活かして、校区が目指す子供像「自分の夢や目標に挑戦し続ける子供」に向けて、これまで以上に体験活動・集団活動を充実させ、人と関わることを喜びと感じ、他の人と関わることや役に立てたことに喜びを感じられる子供に育てていきたい。それには、一人ひとりの子供が色々なストレスやストレッサーや人間関係のトラブルを回避し、プレッシャーをはねのけられるように育てていく取組をさらに進めたいと考えている。

3 いじめの防止等のための対策

(1) 組織の設置

本基本方針を実行する組織として、小中学校それぞれに「いじめ対策委員会」を設置する。「いじめ対策委員会」は、下記の内容を行うものとする。

- ① いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組の企画や実施
- ② 計画した取組の進捗状況のチェックや取組効果・成果の検証
- ③ いじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施
- ④ 本基本方針の見直しや改善

いじめ対策委員会の構成および実施		
構成員	委員長	校長
	副委員長	教頭・生徒指導主任・（いじめ対策コーディネーター）
	委員	主幹教諭・各学年主任・発達支援コーディネーター・養護教諭
	特別委員	スクールカウンセラー(SC)・スクールソーシャルワーカー(SSW)

会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日時を学校の月行事に位置づけて開催する ・必要に応じて臨時いじめ対策委員会を開催する ・市教委と連絡を取り、必要に応じて特別委員を招集する
-------	--

(2) いじめの未然防止等のための対策

学校では、教育委員会が作成した「いじめについて理解を深める いじめ対応の手引き」に基づき、全職員でいじめ防止のための対策に取り組みます。いじめの根本となる排除の論理を許さない教育活動を通し、相手の気持ちや立場を考え、誰にでも優しい気持ちで接することができる温かい心をもった子を育てます。

- ① 中学校区人づくり教育推進事業（健全育成会）＜教頭＞＜主幹教諭＞
中学校区内にある学校等が、家庭・地域と一体となって、「心の耕し」を軸とした教育活動を推進し、いじめ防止のために学校・家庭・地域が相互に協力できる関係をつくります。
- ② 心の教育の充実（道徳教育等の推進）＜道徳主任＞
「生命尊重」「思いやりの心」「規範意識」を養うために、道徳の時間だけでなく、1日の学校生活を通して、思いやりの心や正しい判断力をもつ子を育てます。
- ③ 子供が主体的に活動したり、他者との交流を深めたりする場の設定
＜特別活動主任＞
望ましい集団活動を通して、協力してよりよい生活を築き、集団の一員とし、お互いを認め合う気持ちを育てます。また、良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力を育てます。
PTAとともに「いじめ3ない活動」に取り組み、いじめをなくすという意識を高めていきます。
- ④ 保護者や地域との連携＜教頭＞
保護者や地域に対して、いじめに関する情報は些細なことでも、学校と共有できるように連携を深めていきます。
- ⑤ 教職員の資質向上＜生徒指導主任＞
事例検討や望ましい集団づくりの研修を計画的に行います。また、人権感覚や情報モラルの理解を深める取り組みを進め、いじめ防止への意識をより高めます。
- ⑥ どの子にも居場所がある学年・学級経営の推進＜学年主任・学級担任＞
全ての児童に活躍の場を与えることや共に努力した姿などを認め合うことで、一人一人の居場所が保障され、集団の一員として自覚でき、安心と安らぎを感じる温かい集団づくりを進めます。

(3) いじめの早期発見

① 子供の実態把握

子供の些細な変化を見落とさないように、全職員で情報交換したり、アンケート調査を実施したりします。また、家庭や地域と連携して実態把握に務めます。

(ア) 月例報告

- ・月末に、全職員が気になる子供の情報提供を行います。
- ・学年ごとに情報をまとめ、検討します。
- ・生徒指導委員会で、全職員で共通理解し、今後の指導に生かします。

(イ) 生活アンケート

- ・年3回 全児童対象にアンケートを実施します。
- ・結果を踏まえて、個別に聞き取りをして実態を把握し、今後の指導に生かします。

(ウ) 家庭、地域との連携

- ・学校での取り組みを積極的に伝えていきます。

② 相談体制の整備

心理・福祉に関する専門に依頼し、子供・保護者・教職員に対する相談体制を整備します。

(ア) スクールカウンセラー<SC>

- ・本校で月1回、校区で月4回程度、SCが子供や保護者・教職員の希望者にカウンセリングを行います。
- ・今後の対応についてアドバイスをします。

(イ) スクールソーシャルワーカー<SSW>

- ・家庭における悩みや相談などを受け付けます。学校が取り次ぎを行います。
- ・SSWは、家庭と学校の連携がスムーズに行えるようにアドバイスをします。

(4) いじめ防止等の年間計画

	小学校										保護者・地域	
	全校			各学年							PTA	地域 健全育成会
	居場所づくり 絆づくり等	いじめ対策 委員会	児童会	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	なかよし		
4月	エンカウンター 地域訪問 参観日 学級目標の設定	いじめ月例集約	1年生を迎える会 太陽の子・風の子 カード紹介	はままつマナー 「あいさつ」 道徳「礼儀」 生活科「がっこう だいすき」	はままつマナー 「あいさつ」 道徳「思いやり・ 親切」	エンカウンター 「誕生日」 道徳「信頼・友 情」	はままつマナー 「あいさつ」 道徳「思いやり・ 友情」	はままつマナー 「あいさつ」	はままつマナー 「あいさつ」 道徳「思いやり・ 親切」	はままつマナー 「あいさつ」 学活「係と約束を 決めよう」	PTA総会	
5月	「先生あのね」ア ンケート 遠足 SC なかよし清掃 (前期)	いじめ月例集約	挨拶運動	生活科「がっこう だいすき」(2年生 と学校探検)	生活科「やさいを そだてよう」 道徳「生命尊重」	はままつマナー 「古葉遣い」 道徳「個性伸長」 体育「ユニットハ ンドボール」	総合「ユニバーサ ルデザイン講座」 道徳「個性伸張」	林間学校 道徳「信頼・友 情」	道徳「思いやり・ 親切」「信頼・友 情」	生単「夏野菜を育 てよう」 学活「学級 のめあてを 考えよう」		校区挨拶デー 情報交換
6月	リレー大会 SC 学校公開日	いじめ月例集約 「先生あのね」集 計分析検討	挨拶運動 代表委員会	道徳「思いやり・ 親切」「友情」 生活科「先生とあ くしゅ」	道徳「友情・協 力」「善悪の判 断・勇気」 生活科「町たんけ ん」	総合「相生探検 隊」 道徳「勇気」	総合「街中のユニ バーサルデザイ ン」 体育「キャッチバ レーボール」	総合「知ろう・守 ろう・私たちの環 境」	体育「ソフトバ レーボール」		町別懇談会 地域ふれあい講座 親子宿泊体験	校区挨拶デー 民生委員連絡会
7月	学級旗づくり SC 個別面談	いじめ月例集約	挨拶運動	道徳「善悪・勇 気」		道徳「思いやり・ 親切」	はままつマナー 「言葉遣い」	道徳「礼儀」はま まつマナー「言葉 遣い」 30分間回泳	情報モラル 道徳「信頼・友 情」	生単「カレーパー ティを開こう」	いじめ3ない プロジェクト	校区挨拶デー 一斉補導
8月												地域祭典補導
9月	運動会 SC	いじめ月例集約	挨拶運動	国語「ゆうやけ」 道徳「思いやり・ 親切」「礼儀」	道徳「思いやり・ 親切」	道徳「信頼・友 情」	国語「だれもがか かわり合えるよう に」 市音研 道徳「信頼・友 情」	道徳「思いやり・ 親切」「信頼・友 情」		生単「冬野菜を育 てよう」	家庭教育講演会 親子奉仕作業	家庭教育講演会 校区挨拶デー
10月	「先生あのね」ア ンケート SC 参観日・懇談会 なかよし清掃 (後期)	いじめ月例集約	挨拶運動 代表委員会	生活科「いきもの となかよし」 道徳「感謝」「友 情」 体育「まとあて ゲーム」	国語「お手紙」 道徳「生きる喜 び」「友情・協 力」	総合「はつらつサ フラン」 国語「ちいちゃんのかげ おくり」 道徳「生命尊重」	総合「心のユニ バーサルデザイ ン」 道徳「思いやり」	道徳「公正・公 平・正義」	道徳「信頼・友 情」 体育「フラッグ フットボール」	学活「困っ ていること を話し合 おう」	いじめ3ない プロジェクト	校区挨拶デー 地域祭典補導
11月	SC 中学校区研修	いじめ月例集約 「先生あのね」集 計分析検討	挨拶運動	道徳「生命尊重」 生活科「きゅうこ んをうえよう」	道徳「感謝」 体育「キャッチ ベースボール」	体育「ユニットミ ニバスケット」 道徳「信頼・友 情」「生命尊重」	総合「社会福祉体 験講座」 1/2成人式	体育「ソフトバ レーボール」	修学旅行 道徳「信頼・友 情」			校区挨拶デー
12月	持久走大会 SC	いじめ月例集約	挨拶運動	国語「ずとずと と大好きだよ」	道徳「友情」 はままつマナー 「言葉づかい」		道徳「生命尊重」	情報モラル 道徳「思いやり・ 親切」	道徳「生命尊重」	生単「冬野菜料理 パーティを開こ う」		一斉補導 校区挨拶デー
1月	SC	いじめ月例集約 基本方針見直し	挨拶運動 代表委員会	道徳「生命尊重」 園小連絡会	道徳「生命尊重」 生活科「あしたへ ジャンプ」	はままつマナー 「おでかけマ ナー」 道徳「個性伸長」	はままつマナー 「心を込めて聞こ う話そう」 道徳「個性伸張」	道徳「生命尊重」 社会「情報をいか ずわたしたち」	道徳「生命尊重」			校区挨拶デー
2月	「先生あのね」ア ンケート 学習発表会 SC 個別面談	いじめ月例集約	挨拶運動 6年生を送る会	道徳「敬虔・感 謝」	体育「長なわと び」	道徳「信頼・友 情」	体育「長なわと び」	体育「タグラグ ビー」	道徳「個性伸張」	生単「アルバムを 作ろう」	いじめ3ない サミット	校区挨拶デー
3月	卒業式	「先生あのね」集 計分析検討 1年間の反省と次 年度に向けて	挨拶運動	生活科「もうすぐ 2ねんせい」 道徳「友情」「生 きる喜び・生命尊 重」	はままつマナー 「みんなのため に」		道徳「信頼・友 情」	情報モラル	道徳「個性伸張」	学活「お別れ会を しよう」	いじめ3ない プロジェクト	校区挨拶デー

4 発見したいじめへの対応

(1) 基本的な考え方

いじめに関する発見・通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。いじめとして対応すべき事案か的確に判断するために事実関係の把握を行い、被害にあっている子供を守り通すとともに、加害の子供に対して毅然とした態度で指導を行う。その際、謝罪や責任追及といった形式的な問題に重点をおくことなく、被害・加害双方の子供の社会性の向上・育成や人格の成長等に主眼を置いて指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者や地域の方々の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携して対応を進めていく。

(2) 発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止め、事情を把握するよう努める。また、子供や保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合は真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても早い段階から丁寧に関わりを持つ。

いずれの場合も、被害にあっている子供やいじめを知らせてきた子供の安全確保を優先し、「いじめ対策委員会」で組織的に関係する子供から事情を聴き取るなど、事実関係の確認を行う。確認した内容は、浜松市教育委員会へ報告するとともに、早期対応にむけ効果的に被害・加害双方の保護者に事実を報告する。

また、触法性のある行為については、浜松東署生活安全課・少年サポートセンター等にも相談し、警察諸機関と連携した対応ができるよう援助を求める。

(3) いじめられた子供や保護者への支援

事実関係の聴取は、子供の自尊心・プライバシー等に十分配慮して行う。また、保護者の協力を得て、子供の心理的な不安の払拭を図り、安全確保を最優先に考えて行動する。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、不安感を取り除くと共に、自尊心を高めるような支援を行う。親しい友人・教職員・家族・地域の方々等と連携し、子供に寄り添い支える体制づくりに努めるとともに、必要に応じて、加害の子供の別室指導や出席停止などの措置も考える。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、加害の子供や保護者の様子、いじめがあった集団の雰囲気等を適宜報告して、早期対応の方向性や進捗状況について共通理解を図り、協働体制でいじめの早期解消を目指す。

いじめを受けた子供や保護者は、学校教職員が加害側を指導すると、「よりひどい状況に陥るのではないか」「報復があるのではないか」という心情になりやすい。これについては、学校がいじめへの早期対応の取組について丁寧に説明し、出来ることと出来ないこと、作用と反作用等をよく理解してもらった上で、対応にあたりたい。学校の体面を保つためではないかと疑われるような一方的な支援により、子供や保護者が疑心暗鬼に陥らないよう親切で丁寧な対応を心がけ、互いが腑に落ちる支援を目指していく。

(4) いじめた子供や保護者への指導・助言

いじめたとされる子供からも事実関係の聴取は、一定の教育的配慮の元に行う。一般的に、いじめたとされる子供には、自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、当該の子供が抱える問題などいじめの背景にも目を向けるほか、保護者の協力を得ながら、子供の安心・安全や健全な人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するよう働きかける。

事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該の子供の保護者に伝えて、十分に理解・納得を得た上で、学校と連携して早期解消を目指す取組に協力するよう求める。最も憂慮すべきことは、いじめの継続や再発である。この点については、学校が組織的に対応し、当該の子供の保護者に指導・支援を継続するとともに、保護者の責任においていじめ行為が消失するよう協力を要請する。いじめの加害に至った背景や事情は共感的に理解し、当該の子供や保護者の心理的な孤立感や疎外感が生じないように配慮するが、いじめの行為そのものには毅然とした姿勢で対応する。別室指導・出席停止・懲戒といった措置も視野に入れながら、当該の子供が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

なお、いじめの背景に心理的・福祉的な要因が感じられた場合には、保護者の理解を得た上で必要に応じて外部の専門機関と情報を共有し、いじめ加害に至った背景の改善を目指すものとする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる子供には、事案に応じて最も適切な方法（個別の聞き取り、記述式調査、等）で聴取する。集団への働きかけは、「いじめ対策委員会」で最も効果のあげられる教職員の人選も検討し、対応に万全を期す。子供に無意識にいじめに同調する態度や、いじめの行為を誰にも知らせない姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを十分に理解させる。また、いじめを未然に防止することや早期に解消することは、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくり等が大切であることも訴えかける。

「いじめ対策委員会」は、すべての子供が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるように、集団の成長経過を観察すると共に、継続的に指導する。

(6) ネット上のいじめへの対応

いじめ行為に、ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、書き込んだ子供の特定を早急に行い、子供にネット環境を提供した保護者に書き込みを削除するよう強く要請する。書き込み主の特定に時間がかかったり、不特定多数の者からの書き込みがあった場合などは、被害の拡大を避けるために、浜松市教育委員会と連携してプロバイダに対する削除の要請を行う。また、犯罪性のある書き込み等については、浜松東警察署生活安全課に通報し適切に援助を求める。

パスワード付きのサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス：LINE や mixi、GREE、Mobage、Ameba 等）を利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見も困難なため、情報モラル教育を通じた未然防止の意識化を図るよう配慮する。また、子供にネット環境を提供している保護者への啓発活動を進め、子供のインターネット利用に関する弊害等の知識を身につけてもらうとともに、保護者責任意識の高揚に努める。

＜学校のいじめに対する早期の基本対応＞

- ① いじめを受けたと思われる子どもの安全を確認します。
- ② いじめを受けた子どもには、安心できる場を確保します。
- ③ 事実の早期確認をします。
- ④ 「いじめ対策委員会」を開催し、現在の状況及び今後の対応・指導について確認します。
- ⑤ 教育委員会に報告します。
- ⑥ いじめをした子には、保護者と協力して、いじめをやめさせ、再発防止の指導をします。
- ⑦ 「いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子どもと保護者に対する支援、いじめを行った子どもと保護者に対する指導・助言を継続的に行います。
- ⑧ 触法行為と認められた場合は、警察諸機関と連携して対処します。
- ⑨ 生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求めます。

(7) いじめ対応の流れ

発見・発覚・訴え

事情や背景を受け止めながらも、事情や背景を受け止めながらも、「いじめ」や「いじめに見える行為」はダメと毅然として指導する。

事実確認・一次指導

やった」「やらない」等、水掛け論になった事実も確認しきれない事実として確定する。

事実の確定

事実にもとづく反省、今後の約束事項、保護者の理解と協力

事実の共有・二次指導

経過観察・背景改善

- ①いじめを受けた子に対して
定期的な声掛け、定期相談を計画、生活記録に注目、何でもないときの家庭連絡、SCや養護教諭との連結、友人関係の調整、気になる事柄を訴え出られるように支援、等
- ②いじめた子に対して
行動改善の示唆と支援、いじめをする背景のアセスメント、友人関係の調整、陰湿な行動に変化しないよう観察、定期面談や行動改善に向けた特別な活動を計画、等
- ③いじめを見て楽しんでいる子
いじめを生んでいる雰囲気そのものであることを指摘、よりよい集団づくりのための役割を分担、等
- ④いじめを傍観している子
いじめられている子の立場に立ち勇気を持って行動するよう示唆、教職員以外のモニターとしての役割、等

一定の解消

【いじめの表れが消失】
表れとしてのいじめが消失し、本人が不安なく学校生活を送れる状況

解消

【いじめられた子の本人らしさが表出】
いじめられた子が、自然に自分らしく活動できるようになった状況

【組織的な対応】
いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まずに、直ちに「いじめ対策委員会」に報告する
「いじめ対策委員会」では最も効果の高い組織的な取組を検討する

【立場に応じた事実確認】
①いじめを受けている子
②いじめている子
③いじめを見て楽しんでいる子
④いじめを傍観している子
※ 立場の違う者どうしを同席させての事実確認は行わない

【事情を聞く時のポイント】
①いじめを受けている子
心情を受け止め、励まし勇気付ける、訴え出る勇気が再発を防ぐ
②いじめている子
相手の立場に立った考え方をさせる中で事実確認を
③いじめを見て楽しんでいる子+④いじめを傍観している子
当事者意識を持たせる、当事者外からの客観的な事実をつかむ

【確認すべき内容】～ 具体的事実の確認と心情面の理解をいつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度でどんなつもりで、どのように受け止めているか、今後どうするか、等

【保護者と協働体制で】
いじめの発見や訴えがあった直後から当事者の子どもの保護者にはきちんとした情報提供をする、事実確認の経過や関係する子どもの心情を伝えるとともに学校としての指導の見通しを伝えること

【市教委連絡・他機関連携】
いじめ行為に触法性がある場合や、いじめの背景に虐待等の福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える
状況によっては、校長（いじめ対策委員長）が、この時点で市教委に第一報を入れる

【市教委への報告・連絡・相談】
校長（いじめ対策委員長）は、市教委へいじめの事実を報告する学校にとって都合のよいことも悪いことも含め、隠蔽体質ととらえられないように包み隠さず報告する

【二次指導のポイント】
・最大の課題は、再発防止
・いじめた子とその保護者が、いじめの事実を認めること
・いじめを受けた子とその保護者が、事後の生活に勇気を持てること
・周囲の子供たちが、いじめを許さない心持ちになること

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは下記のような場合をいう。

- ① いじめにより、子どもの生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 子どもが自殺を企画したとき
 - ・ 子どもが精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 子どもが身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 子どもが金銭を奪い取られた場合
- ② いじめが原因で、子どもが相当の期間（年間30日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で、子どもが一定期間連続して欠席しているとき
- ③ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき

(2) 対処の流れ

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ対策委員会」を通じて、ただちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。また、教育委員会を通じて市長に報告する。

浜松市教育委員会は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、速やかに「いじめ対策専門家チーム」を招集して、事実関係を明確にするための調査を開始することとなっている。浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、学校がいじめを受けた子供や保護者に行う調査や情報提供を指示・監督し、「いじめ対策専門家チーム」の見立てや判断を子供や保護者に適切に情報提供することとなっている。

また、市長は、必要に応じて附属機関を設けるなどして重大事態の再調査を行うことがあり、市長の権限及び責任において、当該学校への重点的な支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理・福祉等の外部専門家の派遣、等の措置がとられる場合もある。

※ 詳細は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」による

浜松市立相生小学校

学校のいじめ防止等のための基本的な方針	平成26年8月
改訂	平成29年4月
改訂	平成30年4月